

実践キャリア・アップ戦略 エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度 用語の定義	文書番号	CQD11
	版数	7
	発行日	2017.4.26
	文書管理者	エネルギー・環境マネジャー登録室

実践キャリア・アップ戦略 エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度の文書体系の中で用いる主な用語の定義は、次による。

(1) エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度

実践キャリア・アップ戦略（平成22年6月18日に閣議決定された国家プロジェクトの一つ）に基づき、エネルギー・環境分野の職業能力・生涯キャリアを認定する制度（以下、「キャリア段位制度」、又は「制度」という）。

(2) エネルギー・環境マネジャー

キャリア段位制度に基づき認定された者で、持続可能な社会の実現に向け、エネルギー・環境の分野における環境・経済・社会の3つの視点での様々な取り組みの中核として活躍が期待される人材の総称。

(3) キャリア段位

エネルギー・環境マネジャーに求められる知識（「わかる」という場合もある）と実践的スキル（「できる」という場合もある）について、特に実践的スキルを重点に評価、認定される段位（以下、「キャリア段位レベル」、又は「キャリア段位」、又は「レベル」という）。

(4) 評価対象項目

制度においてエネルギー・環境分野での職業能力・生涯キャリアを評価する対象領域となる項目。

(5) 評価対象関連有資格者等

制度における「わかる（知識）」の程度を充足するものとして評価されるエネルギー・環境分野関連の有資格者、又は検定試験の合格者。

(6) 評価対象講座等

制度における「わかる（知識）」の程度を充足するものとして、講座等の履修者対象に評価される講座・セミナー等。

(7) 申請者

キャリア段位レベルの取得申請を行う個人、又は評価対象講座等の認定申請を行う個人、又は組織団体（「申請機関」という場合もある）。

(8) レベル認定委員会

キャリア段位レベルの認定を行うとともに、レベル認定に係る全般を統括する委員会。

(9) 登録室

キャリア段位制度の事務局機能を担う一般社団法人産業環境管理協会のエネルギー・環境マネージャー登録室（以下、「登録室」という）。

(10) 認定審査員

エネルギー・環境分野に関する専門的な知識・経験を有することを要件としてレベル認定委員会によって選任され、レベル認定申請等に対して評価を行う者。

(11) 評価チーム

キャリア段位レベル認定申請等について評価を行う認定審査員で構成するチーム。

(12) 異議申し立て

レベル認定委員会（以下、「委員会」という）が裁定した処分、または委員会、登録室の不作为に対して行う不服申し立て。

以上